令　和　５　年

上尾伊奈資源循環組合議会

第２回臨時会議案

概　　要

議　　案　　名

議案第２２号　令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第２号）…… 1

議案第２３号　上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 2

議案第２４号　上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について…… 3

議案第２２号

令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第２号）

１　提案理由	議員及び正副管理者に報酬を支給するため、当該報酬の支給に係る費用を計上するとともに、調査業務の内容の見直しに伴う事業費の減額を行うもの
２　内容	**歳入歳出予算総額** １４２，８３６千円(△１，６０１千円の減額) **１　歳入** (1)　分担金及び負担金　　△３７０千円 規約に定められた負担割合に基づく減額 ・上尾市負担金　　２４３千円 ・伊奈町負担金　△６１３千円 (2)　国庫支出金　　△１，２３１千円 測量調査業務委託料の減額に伴う減額 ・循環型社会形成推進交付金（補助率１／３） **２　歳出** (1)　議会費　　１，７１２千円 議員報酬等の新設又は増額 (2)　総務費　　３８０千円 正副管理者の報酬の新設 (3)　衛生費　△３，６９３千円 測量調査業務委託料の減額

議案第２３号 上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
１　提案理由	管理者及び副管理者による責任をもった公務の運営を期するため、報酬を支給することとするもの
２　内容	**１　報酬の額** (1)　管理者　　月額　２０，０００円 (2)　副管理者　月額　１８，０００円 **２　報酬の支給の一時差止め** 逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けている期間（以下「逮捕等期間」という。）について、日割りで計算した額の報酬の支給を一時差し止める。 **３　報酬の不支給** (1)　刑事事件により有罪の判決が確定した場合は、逮捕等期間に係る報酬を不支給とする。 (2)　刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合は、当該刑事施設に拘置された期間に係る報酬を不支給とする。 (3)　刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合は、当該労役場に留置された期間に係る報酬を不支給とする。
３　施行期日	令和５年６月１日

議案第２４号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、同組合における議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　議員報酬の額** (1)　議長　　月額　２０，０００円 (2)　副議長　月額　１８，０００円 (3)　議員　　月額　１７，０００円 **２　費用弁償の額** (1)　職務のため旅行したとき　以下のとおり

区分			費用弁償額
１	車賃（１キロメートルにつき）		３７円
２	日当（１日につき）	甲地域	３，１００円
		乙地域	２，６００円
		丙地域	５５０円
３	宿泊料（１夜につき）		１４，５００円
４	食卓料（１夜につき）		２，２００円

※その他の経費は、一般職の職員と同じ。

(2)　議会の招集に応じて会議に出席したとき、又は特別委員会に出席したとき　１日につき１，０００円

３　議員報酬の支給の一時差止め及び不支給

管理者及び副管理者と同じ。

３　施行期日	公布の日